地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~ 【第2版】

平成29年3月

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室

- 1. 本事例集の趣旨・目的
- 2. 地方公共団体における取組事例(さ・し・す・せ・そ)
- 3. 都道府県における取組状況
- 4. 都道府県における取組事例
- 5. 市区町村における取組状況
- 6. 市区町村における取組事例

【参考】国土交通省における発注や施工時期の平準化

本事例集の趣旨・目的

国土交通省では、平成28年4月に「地方公共団体における平準化の取組事例について ~平準化の先進事例「さしすせそ」~」を作成し、公表したところです。

この事例集は、地方公共団体から「取組を進めるに当たって他都道府県の取組事例を参考としたい」などの意見が多数寄せられたことから、これらのニーズに対応するため作成したものです。

年間を通じた切れ目のない公共工事の発注は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で重要であり、改正品確法においても、工事完成時期の年度末への集中を避けるため、発注・施工時期等の平準化に努めることとされています。

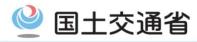
発注・施工時期等の平準化にあたっては、債務負担行為の積極的な活用、余裕期間の設定、適切な工期設定等により、発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化を図る必要があります。

国土交通省においては、これまで、早期執行のためのゼロ国債の活用、繰り越し制度の活用を進めており、さらに、平成27年度からは、工期が12ヶ月未満の工事についても、必要に応じて、年度を跨いだ工期とするため、2カ年国債を設定するなどの取組を行ってきたところですが、平成29年度当初予算では、平準化に資する2カ年国債を拡充するとともに、新たにゼロ国債を設定するなど、これまで以上に、積極的に平準化の取組を推進することとしています。

このような発注・施工時期等の平準化に向けた取組は地方公共団体にも広げることが重要であることから、昨年に引き続き、地方公共団体が取り組む事例を収集し、本事例集をとりまとめたところです。 また、今般改訂した事例集では、都道府県が取り組む事例だけでなく、新たに市区町村が取り組む事例も収集し、更なる充実化を図っています。

地方公共団体においては、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、一層の発注・施工時期等の平準化に向けた取組を進めるための一助として、引き続き、本事例集を活用して頂ければ幸いです。

1. 本事例集の趣旨・目的(関係法令等)



公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)(抄)

(発注者の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務(以下「発注関係事務」という。)を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成26年9月30日閣議決定) (抄)

- 第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 1 発注関係事務の適切な実施
- (3) 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

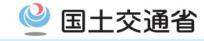
発注時期がある時期に過度に集中したり、根拠なく短い工期を設定すると、受注者側にとっては、人員や機械の効率的利用が困難となり、また、厳しい工程管理を強いられることにより効率的な施工体制が確保できないおそれがあり、ひいては担い手の確保にも支障が生じることとなる。このため、発注者は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めるものとする。また、受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

発注関係事務の運用に関する指針(平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ) (抄)

- Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施について
- 1. 発注関係事務の適切な実施(発注や施工時期等の平準化)
- (2)工事発注準備段階

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める。**また、<u>債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化に努める。**</u>

2. 地方公共団体における取組事例(さ・し・す・せ・そ)



① (さ)債務負担行為の活用

年度をまたぐような工事だけではなく、工期が12ヶ月未満の工事についても、工事の施工時期の平準化を目的として、債務負担行為を積極的に活用

また、出水期までに施工する必要がある場合などには、ゼロ債務負担も適切に活用

② (し) 柔軟な工期の設定 (余裕期間制度の活用)

工期設定や施工時期の選択を一層柔軟にすることで、計画的な発注による工事の平準化や受注者にとって効率的で 円滑な施工時期の選択を可能とするため、発注者が指定する一定期間内で受注者が工事開始日を選択できる任意着手 方式等を積極的に活用

※ 余裕期間については各発注者により定義等が異なる。

③(す)速やかな繰越手続

工事又は業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手 難その他のやむを得ない事由により、基本計画の策定等において当初想定していた内容を見直す必要が生じ、その結 果、年度内に支出が終わらない場合には、その段階で速やかに繰越手続を開始

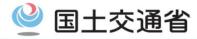
④(せ)積算の前倒し

発注前年度のうちに設計・積算までを完了させることにより、発注年度当初に速やかに発注手続を開始

⑤(そ)早期執行のための目標設定(執行率等の設定、発注見通しの公表)

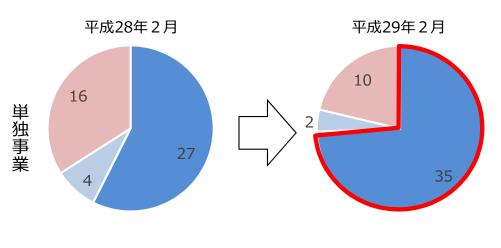
年末から年度末に工期末が集中することが無いよう事業量の平準化等に留意し、上半期(特に4~6月)における 工事の執行率(契約率)の目標を設定し、早期発注など計画的な発注を実施

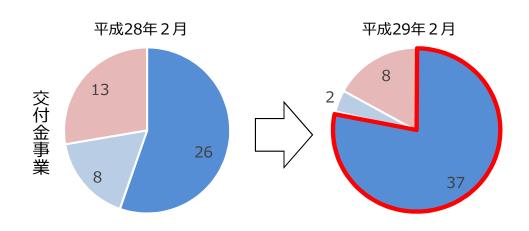
3. 都道府県における取組状況①

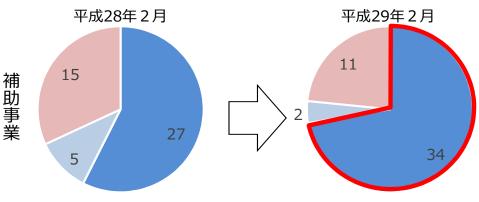


【債務負担行為の活用状況】

平準化の観点を踏まえた債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では35団体、補助事業では34団体、交付金事業では37団体となっており、昨年2月時点と比較すると、全ての事業で債務負担行為を活用する団体が増加している。

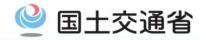






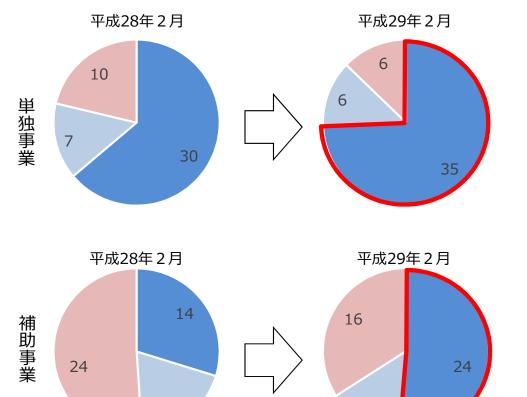
- ■:28年度まで実施し、29年度でも実施予定
- ■:28年度まで実施していないが、29年度から実施予定または実施する 方向で検討
- ■:実施していない
- ※「実施していない」には、28年度、29年度において債務負担を設定する 事業がなかった場合も含まれる。

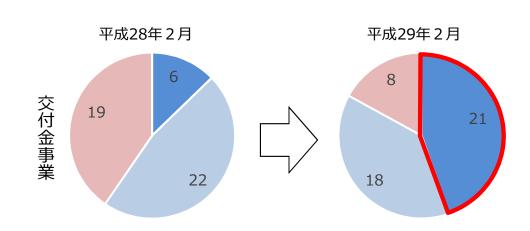
3. 都道府県における取組状況②



【ゼロ債務負担行為の活用状況】

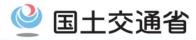
平準化の観点を踏まえたゼロ債務負担行為の活用を行っている都道府県は、単独事業では35団体、補助事業では24団体、交付金事業では21団体となっており、昨年2月時点と比較すると全ての事業で増加している。特に交付金事業では、大幅に増加している状況。





- ■:28年度まで実施し、29年度でも実施予定
- ■:28年度まで実施していないが、29年度から実施予定または実施する 方向で検討
- ■:実施していない
- ※「実施していない」には、28年度、29年度において債務負担を設定する 事業がなかった場合も含まれる。

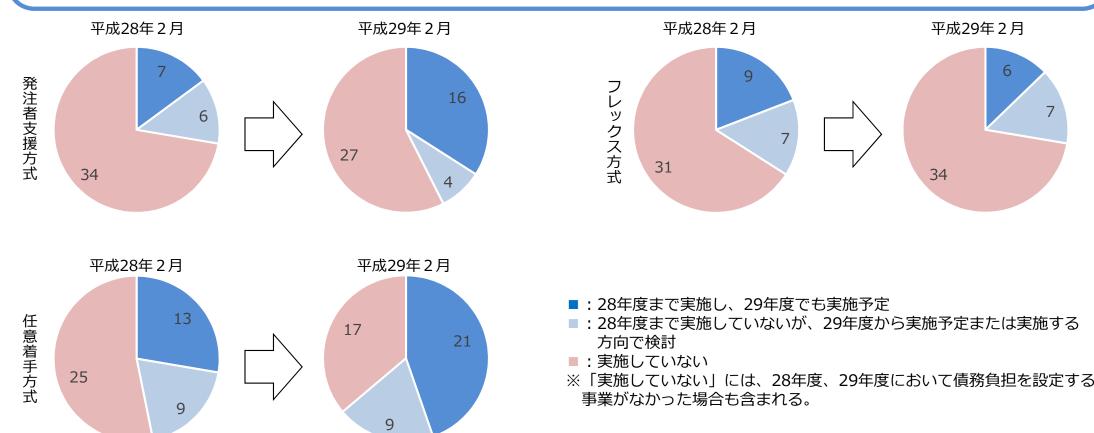
3. 都道府県における取組状況③



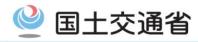
【柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)】

余裕期間を設定する制度を導入している都道府県は、発注者指定方式では16団体、任意着手方式では21団体となっており、昨年2月時点と比較するとそれぞれ増加している。 一方、フレックス方式では6団体に減少している。

※余裕期間を設定する方式ついては、国(直轄事業)と地方公共団体の定義が異なる場合があるため、国が定義する方式と同一名称であるが異なる内容の方式を地方公共団体が導入している場合には、当該地方公共団体の判断で回答がなされている場合がある。(例えば、名称が「フレックス方式」で内容が国が定義するものと異なる場合でも、「フレックス方式を導入」と回答している場合がある。)



3. 都道府県における取組状況4



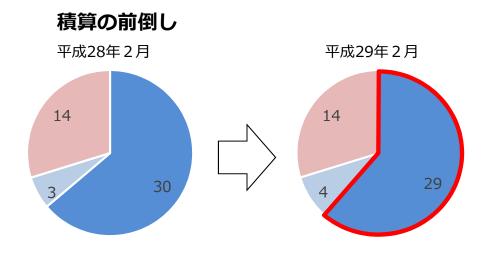
【速やかな繰越手続】

繰越制度の活用にあたり、これまで年度末直近の議会で行っていた手続きを、それ以前の議会で手続きを行っている都道府県は38団体で、昨年2月時点と比較すると9団体増加し、早ければ9月に手続きを行っている団体もある。

【積算の前倒し】

年度当初に速やかに発注手続きを開始するため、前年度のうちに設計・積算を完成させる 取組を実施する都道府県は29団体で、昨年2月時点と比較すると1団体減少している。

速やかな繰越手続 平成28年2月 12 6 29 38



- ■:28年度まで実施し、29年度でも実施予定
- ■:28年度まで実施していないが、29年度から実施予定または実施する 方向で検討
- ■:実施していない
- ※「実施していない」には、28年度、29年度において債務負担を設定する 事業がなかった場合も含まれる。

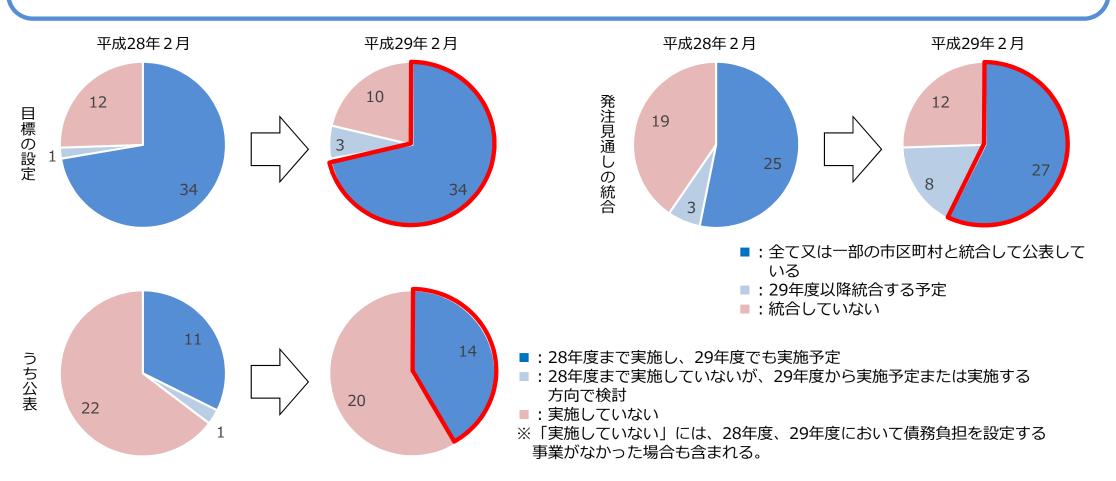
3. 都道府県における取組状況 5



【早期執行のための目標設定(執行率等の設定・公表、発注見通しの統合】

年度当初から予算執行のための執行率や契約率の目標を設定している都道府県は34団体あり、そのうち14団体が公表を行っている。

また、都道府県下の全部又は一部の市町村と統合して、発注見通しの公表を行っている都道府県は27団体となっている。



4. 都道府県における取組事例①【債務負担行為の活用】



福島県

平成28年度12月補正予算において、初年度支出ゼロの債務負担 行為を設定。

土木部 12月補正予算

初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。

事業の概要

- ○初年度支出ゼロの債務負担行為を設定します。
 - ①県単事業 限度額 10.1億円 (昨年度設定限度額 5.6億円)
 - ②交付金事業 限度額 4.5億円 (昨年度設定限度額 -億円)

対象とする事業

次年度事業の契約を前年度1~3月に前倒しすることにより、年度初めの工事量確保と施工の平準化を図るため、以下に該当する工事等について、初年度支出ゼロの債務負担行為を設定するものです。なお、国の交付金事業(社会資本整備総合交付金等)については、今回が初めての設定となります。

○積雪により施工期間が限られる豪雪地域において、降雪期前に 工事を完了とするために適正工期を確保する必要があるもの。

・国道400号(昭和村): スノーシェルターエ 等

〇出水期を迎える前に河道掘削工を実施し、 河川断面を広げ洪水被害の防止を図る必要があるもの。

• 南川(田村市):河道掘削工 等

○その他、施工条件等から、早期に着手する必要があるもの。



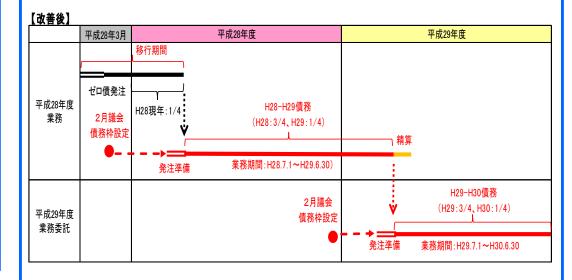


(福島県HPより)

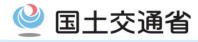
静岡県

道路維持管理業務については、4月1日から翌年3月末までの契約期間で業務を実施していたが、精算事務の関係上、年度末に道路に異常があった場合、業務対応ができず職員が直営で対応していた。今年度より、債務負担行為を適用し、7月から6月までの年度をまたぐ契約期間に変更し、年度末に発生した道路の異常への対応を迅速に行うとともに、発注時期の平準化を図っている。





4. 都道府県における取組事例②【債務負担行為の活用】



青森県

平成28年度11月補正予算において、県事業の早期発注のため、 社会資本整備総合交付金事業及び県費単独事業について債務負担行 為を設定。

【社会資本整備総合交付金事業】 18億円

【県単独事業】 20億46百万円

秋田県

平成28年度12月補正予算において、社会資本整備総合交付金事業に関して債務負担行為の設定が可能となったことから、この制度を活用して前倒し発注を積極的に推進し、事業の平準化を図った。

【社会資本整備総合交付金事業】 17億44百万円 【県単独事業】 23億81百万円

群馬県

平成28年度11月補正予算において、年末から年度末にかけての 公共事業発注の端境期対策として、ゼロ県債を活用し、中小企業へ の発注量を確保。(設定額: 20億円)

千葉県

平成28年度12月補正予算において、県発注工事量の年度内での 平準化を図るため、舗装道路修繕事業の一部について、ゼロ県債を 設定。(設定額:8億円)

新潟県

施工時期の平準化や、閑散期(第一四半期)における安定した工事量の確保に向け、平成28年度9月補正において、社会資本整備総合交付金事業について2カ年県債を設定するとともに、平成28年度12月補正予算においても、2カ年県債のほか、ゼロ県債を設定。(ゼロ県債設定額:64億円(うち社会資本整備総合交付金事業14億円))

富山県

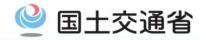
平成28年度11月補正予算において、冬期間に損傷した道路舗装の補修や区画線の引き直し及び河口、河道内の浚渫や伐木に加え、とやまの道フレッシュアップ事業などの県単独事業や国の社会資本整備総合交付金事業に係る公共事業について、年度間で切れ目のない発注と翌年度早期の工事着手を推進するため、ゼロ県債を設定。(設定額:18億円(うち社会資本整備総合交付金事業2億円))

和歌山県

平成28年度において、平成29年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額(約273億円)とは別に、平準化を踏まえた債務負担として約86億円を計上。

また、平成29年度において、平成30年度以降の債務要求額として、従来の基準による要求額(約173億円)とは別に、平準化を踏まえた債務要求として約90億円を設定。

4. 都道府県における取組事例③【債務負担行為の活用】



島根県

人材不足が顕著な建設業における安定的な雇用の確保のため、平成28年度11月補正予算において債務負担行為を設定し、平成29年度発注工事を一部前倒して年間工事量の平準化を図る。

(設定額:17億58百万円)

岡山県

平成28年度11月補正予算において、県単独の公共土木事業における発注の平準化を図るため、ゼロ県債を設定。(設定額:5億円)

平成29年度当初予算において、年度をまたがる工期設定が必要な工事について、12ヶ月未満の工期のものを含め、債務負担行為を設定。

香川県

平成28年度11月補正予算において、翌年度に社会資本整備総合 交付金事業として執行を見込む工事の一部について、早期着工によ る端境期における工事量の確保、施工可能時期を踏まえた適切な工 期設定などを目的に、ゼロ債務負担行為を新たに設定。

高知県

「建設業活性化プラン」に基づく公共工事の端境期対策として、 繰越制度の柔軟な活用と併せて、次年度の地方特定道路整備事業 (県単独事業)の一部を前倒しして発注する。

H28	467箇所、288.02億円	
	うち県単独事業費 1.02億円【債務負担】	
H27	183箇所、209.3億円	
	うち県単独事業費 6.3億円【債務負担】	

福岡県

平成28年度12月補正予算において、翌年度事業の早期発注と年間を通じた工事施工時期の平準化を図るため、これまで実施してきた県単独事業へのゼロ県債の設定に加え、新たに社会資本整備総合交付金事業にもゼロ県債を設定。

【社会資本整備総合交付金】 15億27百万円 【県単独事業】 52億82百万円

佐賀県

平成28年度11月補正予算において、翌年度発注予定の事業を一部繰り上げて発注することにより、雨期前における浸水対策、防災対策、安全対策などの事業効果の早期発現を図るとともに、工事量の平準化や端境期における中小建設業者の受注機会の確保につなげるため、建設工事早期着手対策(ゼロ県債)として、道路整備交付金事業、河川整備交付金事業等の請負契約に係る債務負担行為を設定(設定額:17億55百万円)

4. 都道府県における取組事例4【債務負担行為の活用】



長崎県

平成28年度11月補正予算において、端境期(4月、5月)における発注工事量の減少に対応し、発注可能な工事契約を前倒し実施するため、単独事業及び交付金事業にゼロ債務負担行為を設定。

【交付金事業】

道路橋梁街路事業(13億53百万円)、港湾事業(5億80百万円)、 河川砂防事業(3億円)

【県単独事業】

道路橋梁街路事業(11億17百万円)、港湾事業(1億72百万円)、 河川砂防事業(2億50百万円)

熊本県

平成28年度12月補正予算において、早期発注による年度前半の 事業量確保を図り、県内景気の下支えに資するため、平成29年度の 実施事業のうち早期実施が必要なものについて、ゼロ債務負担行為 を設定。(単県漁港改良事業費、単県道路改築費、単県舗装費、街 路整備事業費、治水堤防費、単県港湾維持浚渫事業など)

(設定額:19億1百万円)

宮崎県

出水期までに行う河川等の浸水対策や道路等の防災対策にゼロ県 債を設定。

なお、設計、入札、契約、工事着工までの準備期間等に余裕を持たせるため、前年度2月の設定から平成28年度は11月に前倒しして設定、併せて、社会資本整備総合交付金を活用したゼロ県債を新たに設定。

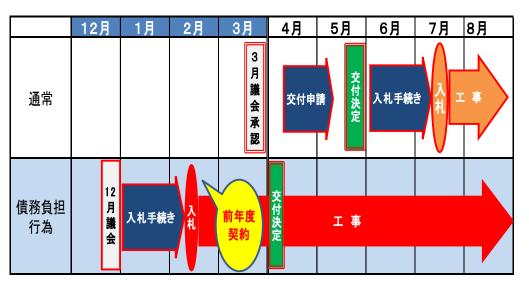
【社会資本整備総合交付金】 10億円

【県単独事業】 14億66百万円

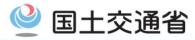
鹿児島県

平成28年度12月補正予算において、公共事業及び県単公共事業の平準化等を図るため、債務負担行為(ゼロ県債)を設定。平成28年度からは交付金事業にも拡大。

(設定額:23億62百万円)



4. 都道府県における取組事例⑤【柔軟な工期の設定】



北海道

フレックス工期制実施要領の制定

建設管理部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で受注者が工事の始期・終期を決定できるフレックス工期制を導入し、平成29年1月4日以後に公告等を行う工事から適用。

フレックス工期制概要図 【発注時】 全体工期「発注者があらかじめ設定した通常工期と会裕期間の合計」 余裕期間 通常工期 【契約時】 落札決定 契約締結 工期の妙期 工期の終期 実工期[受注者が工期の始期と終期を設定] 全体工期の終期 通常工期より短い期間を設定することも可 全級期間 【余裕期間】 [工期の延長] 契約までの間に、 ・工事現場の管理は、発注者が行います。 契約締結後、労働者や資材等の確保の 「工期申出書」 ・資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手できません ため工事工程を見直す場合は、全体工 により工期を申出 ・主任技術者又は監理技術者の配置を要しません。 期の終期まで、工期延長の請求が可能 (北海道HPより)

山形県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、県土整備部及び 各総合支庁建設部が発注する建設工事の請負契約において、発注者 が示した工事着手期限までの間に、受注者が工事の始期を選択でき る契約方式を平成28年11月1日から試行。

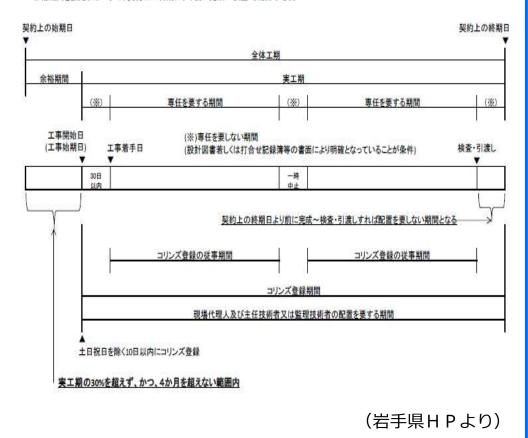
岩手県

余裕期間の設定

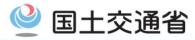
県土整備部が所管する県営建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、実工期の30%を超えず、かつ4ヶ月(120日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる制度を平成29年2月より導入。

余裕期間を設定した工事のイメージ

余裕期間を設定した工事で、契約上の終期日より前に完成~検査・引渡しする例



4. 都道府県における取組事例⑥【柔軟な工期の設定】



千葉県

フレックス工期契約制度の適用拡大

これまで、「建築工事・建築設備工事」の発注において、『フレックス工期契約制度』を平成26年11月より導入していたが、平成29年1月1日より、県が発注する全ての建設工事に適用できることとし、受注者が工事着手時期を柔軟に設定することにより、技術者等を計画的に設置できるよう、対象工事を拡大。

本制度を適用する工事では、施工中の工事の完成時期や技術者を 有効に活用するための配置などを勘案しながら、入札に参加するこ とが可能となる。

新潟県

「施工時期選択可能工事制度」の拡充へ向けたモデル工事の実施

施工時期の平準化に向け、建設企業が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用ができるよう、施工時期選択可能工事制度の拡充へ向けたモデル工事を実施。

【対象工事】

平成29年1~3月に発注する予定価格250万円超3,000万円以下で債務負担行為を設定した工事を対象(随意契約は除く。)。

静岡県

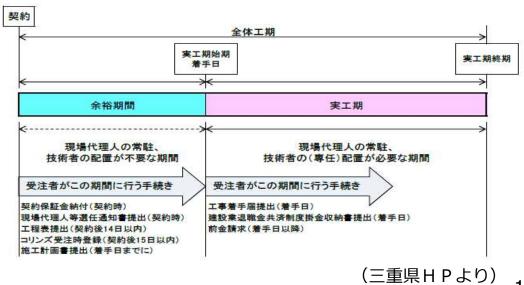
工事着手日選択型工事試行要領の策定

業務の平準化をさらに進めるため、新たに受注者が自由に着手日を選択することを可能とした工事着手日選択型工事試行要領を策定(平成28年4月1日施行)。受注者が、工事着手日選択可能期間内(90日以内)で工事着手日を選択し契約締結することが可能。試行件数は各発注機関1件程度。

三重県

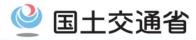
建設工事における余裕期間制度の試行導入

早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、平成28年9月1日以降に入札公告を行う県発注の建設工事において試行導入。



14

4. 都道府県における取組事例⑦【柔軟な工期の設定】



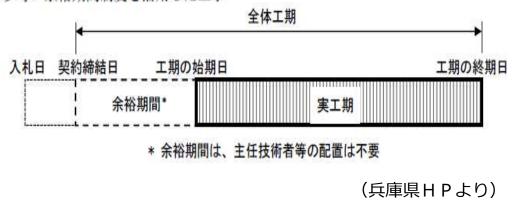
兵庫県

余裕期間制度の試行

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労 働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間(最大60 日)を設定した工事を試行。

「実施時期] 平成28年4月入札公告分から40件程度を実施。

<参考>余裕期間制度を活用した工事



島根県

余裕期間制度の試行

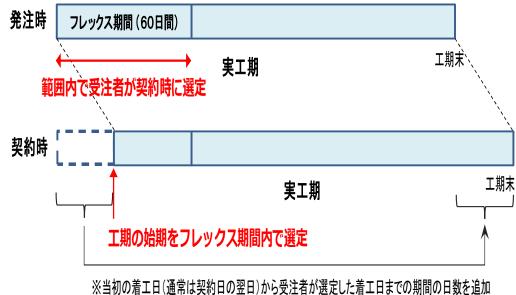
受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、島根県土木部が発注 する公共工事の一部を対象に、工事開始前に余裕期間(60日)を設 定した工事の試行。

和歌山県

フレックス工期制度

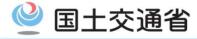
- ・入札公告に示した落札予定日から60日以内で任意に着工日を選
- ・書面による技術提案提出日から着工日の前日までの期間は主任技 術者の配置不要
- ・着工日から工期終了日までの期間は標準工期を確保
 - ※対象:受注者が一定の期間内で着工日を選択することが有益と 認められる丁事(入札公告で明示)

和歌山県のフレックス工期による契約方式 (イメージ図)



⇒ 実工期は変わらない

4. 都道府県における取組事例® 【柔軟な工期の設定】

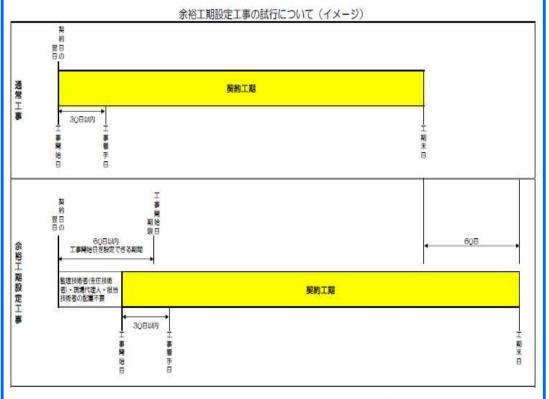


愛媛県

余裕工期設定工事の試行

改正品確法に基づく運用指針の趣旨を踏まえ、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定を行い、施工時期の平準化に努めるため、土木部発注工事において、工期に余裕期間を設定した工事を平成28年2月1日より試行。

平成28年度からは、着手時期や工期に制約があるものを除き原則 適用するとともに、他部局においても一部試行するなど、今後とも 適用拡大を図ることとしている。

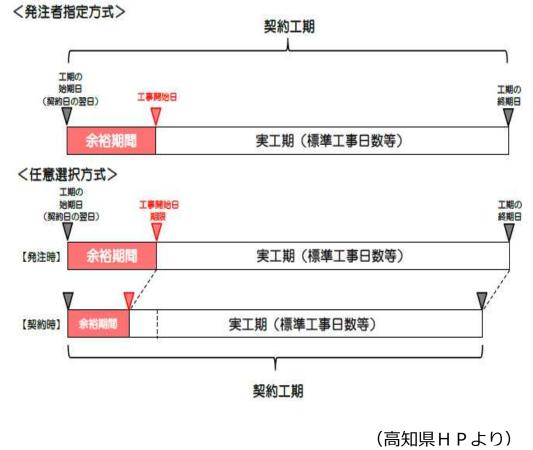


(愛媛県HPより)

高知県

余裕期間の設定

円滑な施工体制の整備の観点から、年度後半(10月以降)に公告 又は指名通知を行う工事で、技術者不足等により入札の不調・不落 の発生が懸念される等、発注機関において必要と認められるもの で、発注者が指定したものを対象とする、契約締結日から工事開始 日までの間に、余裕期間を設定し、当該余裕期間については、技術 者の配置を不要とした工事を実施。



4. 都道府県における取組事例⑨【速やかな繰越手続】



栃木県

平成28年度12月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費(265億97百万円(土木費関係))を設定し、12月通常会議に提出。

群馬県

平成28年度9月補正予算において、道路維持修繕事業、河川改修 事業や街路事業等に繰越明許費(11億63百万円(県土整備費関 係))を設定し、9月定例議会に提出。

埼玉県

平成28年度12月補正予算において、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、道路街路事業及び河川砂防事業で繰越明許費10億7百万円(県土整備部関係)を設定し、12月議会に提出。

千葉県

平成28年度12月補正予算において、道路事業、河川事業及び街路事業等の繰越明許費(188億97百万円(県土整備部関係))を設定し、12月定例県議会において提出。

石川県

平成28年度12月補正予算において、公共工事の通年施工対策の 観点から、ゼロ県債(11億円)や繰越明許費(69億35百万円(土 木費関係))を早期に設定し、12月定例議会に提出。

福井県

平成28年度12月補正予算において、用地交渉などにより工期が 遅れている公共工事について、翌年度にわたり工事契約が可能とな るよう繰越明許費を設定し、12月議会に提出。

岡山県

平成28年度9月補正予算において、地方特定道路整備事業等の繰越明許費(1億74百万円(土木部関係))を設定。また、平成28年度11月補正予算においても、道路整備事業等の繰越明許費(33億5百万円(土木部関係))を設定。

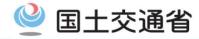
宮崎県

平成28年度9月補正予算及び11月補正予算において、公共道路 新設改良事業、公共河川事業等の計19事業について繰越明許費 (209億88百万円)を計上。

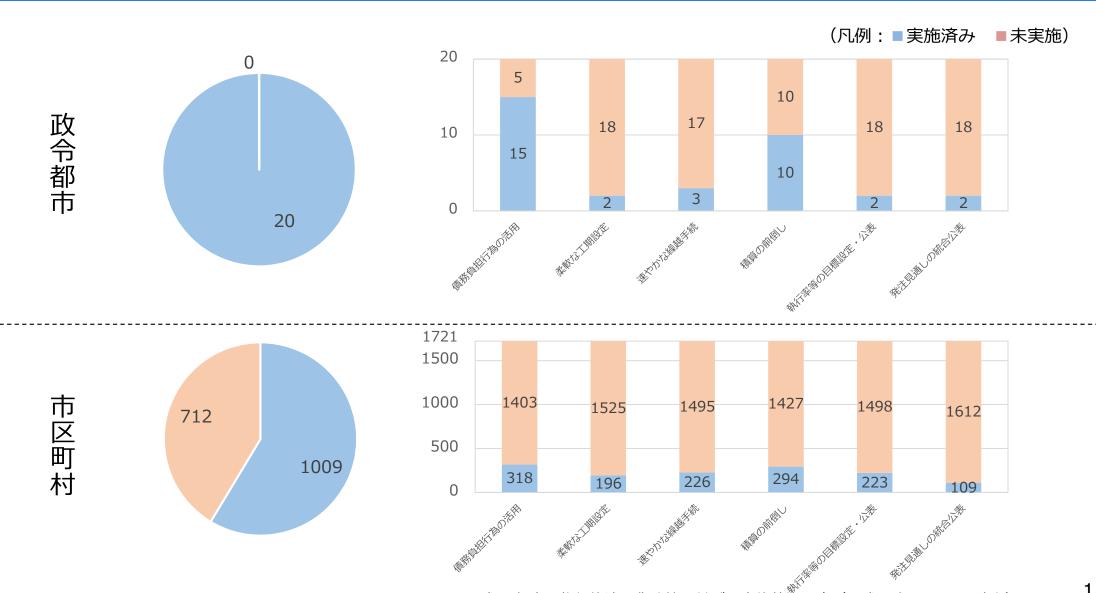
沖縄県

平成28年度9月補正予算において、道路事業、河川事業や街路事業等について繰越明許費(34億10百万円)を設定し、9月定例議会に提出。また、平成28年年度11月補正予算においても、無電柱化推進事業や港湾改修事業等の繰越明許費(115億44百万円)を設定し、11月定例議会に提出。

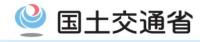
5. 市区町村における取組状況



○政令都市においては全ての団体が、市区町村においては1,009団体(約6割)の 団体が平準化に向けた何らかの取組を実施している。



6. 市区町村における取組事例①【債務負担行為の活用】



平準化の観点を踏まえて債務負担行為(ゼロ債務を含む。)を活用している政令都市は 15団体、市区町村は318団体あり、なかには交付金事業において債務負担行為を活用する 団体もある。

北海道釧路市

平成28年度2月補正予算において、建設業者等の経営環境の健全化や労働者の処遇改善、資機材確保の円滑化などを図ることを目的にゼロ市債を設定し、事業を実施(26事業 2億95百万円)。平成29年度においても、引き続きゼロ市債を設定。

青森県弘前市

建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用した発注時期の平準化の取組を実施。

【債務負担行為(土木費関係)】

(平成27年度:60百万円 平成28年度:90百万円)

❖ ゼロ市債による工事発注時期の平準化への取組みについて

弘前市では、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ市債を活用し、公共工事の 発注時期の平準化に取り組みます。

1. ゼロ市債とは

市の会計は「単年度会計」であり、原則、一年度ごとに歳入と歳出を決定しています。 しかし、新年度予算が成立してから契約手続きをしても、年度当初から工事に着工することは 難しいため、「ゼロ市債」では、「単年度会計」の例外である債務負担行為を設定することによ り、前年度中に契約締結、工事着工が可能となります。 債務負担を設定する年度には支出がゼロであり、前払金等の支出は翌年度4月1日以降になる ことから「ゼロ市債」と言われています。

(青森県弘前市HPより)

福島県会津若松市

平成28年度12月補正予算において、早期発注による公共工事の 発注時期の平準化を図るため、社会資本整備総合交付金事業(4事業)及び市単独事業について債務負担行為(2億24百万円)を設定。

群馬県前橋市

平成28年度11月補正予算において、公共工事における発注の年度間平準化と来年度早期着工のため、道水路補修改良工事や土地区画整理工事等において、平成29年度を期間とするゼロ市債(3億40百万円(土木費関係))を設定。

群馬県富岡市

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の閑散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了・代金の早期支払いによる景気浮揚をねらいとして、ゼロ市債を設定した事業で実施。(17事業 合計額70億36百万円)

ゼロ市債の目的

新年度で予定している工事等を現年度に前倒し発注し、公共事業の関散期といわれる4月から6月期に施工することで平準化を図るとともに、工事等の早期完了 代金の早期支払いによる最気浮揚をねらいとして実施します。

工事等の内容

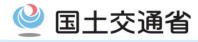
17事業 合計額7億3,694万円

工事等の名称

- 1. 勤労者会館駐車場舗装工事
- 2. 下高瀬地内排水路改修工事
- 3. 大桁緑地公園「湖城の館」木製デッキ修繕工事
- 4. 市道1222号線(相野田地内)舗装補修工事
- 5 市道2367县線(字田仲内)側港補修工事

(群馬県富岡市HPより)

6. 市区町村における取組事例②【債務負担行為の活用】



東京都国分寺市

公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と 雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を実 施。

ゼロ債務の活用による工事発注時期の平準化について

74-1

ページ番号 1014990 # 更新日 平成29年1月5日

ゼロ債務の活用による工事の早期発注について

国分寺市では、公共工事の発注時期の平準化により、建設業者の経営の効率化と雇用の安定を目的に、ゼロ債務を活用した公共工事の早期発注を行います。機要は以下のとおりです。

で 七口債務の活用になる工事の早期発注についての機要 (PDF 63.0KB) □

(東京都国分寺市HPより)

静岡県浜松市

平成28年度9月及び11月補正予算において、平成28年度内契約により、平成29年度第1四半期の工事着手など、工事時期の平準化を図るため、また、関係機関との協議により施工時期が限られている事業で、ゼロ市債を設定することにより年度内完了が可能となる事業等について債務負担行為を設定。

防災・安全交付金を活用する国交付金事業については、橋梁点検 及び修繕工事、道路防災工事等、単独事業費で施工する事業につい ては、道路の維持修繕に要する経費や道路防災工事等で債務負担行 為を設定。

新潟県柏崎市

公共工事の早期発注と施工時期の平準化のため、新年度分の公共 工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用。新年度予 算で行う市単独費の工事に、市議会の2月定例会議で債務負担行為 を設定し、現年度中に入札、契約を締結をすることにより、新年度 当初の施工を可能にするもの。

(本年2月債務負担行為:工事13件、金額77百万円)

ゼロ市債の活用による早期工事発注のお知らせ

市は、公共工事の早期完成を図るため、新年度分の公共工事の契約や発注を今年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

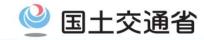
対象となる工事は、道路の区画線工事や漁港しゅんせつ工事など、早期に施工する必要がある工事や施工時期の限られている工事で、市単独費で行う工事です。

(新潟県柏崎市HPより)

兵庫県豊岡市

平成28年度11月補正予算において、工事等発注時期の年度内平準化、発注件数の少ない春先の受注機会の拡大、早期完成による市民サービスの提供などを目的として、平成29年度実施予定の市単独事業の一部について前倒し契約を行い、年度の切れ目のない公共事業の執行を図るため、道路維持事業(30百万円)や生活道路排水路整備事業(10百万円)等について、債務負担行為を設定。

6. 市区町村における取組事例③【柔軟な工期の設定】

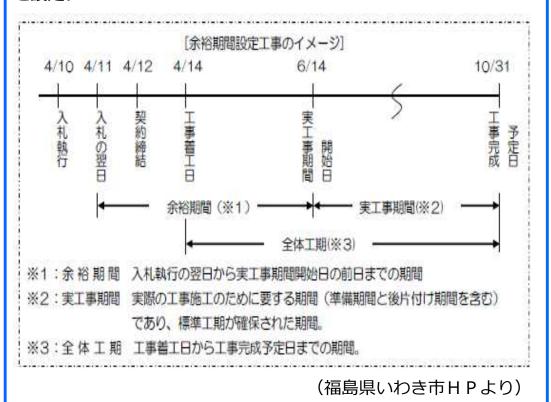


計画的な発注による工事の平準化や受注者の円滑な工事施工体制の整備等の観点から、余裕期間を設定する工事を導入または試行する政令都市・市区町村は、198団体ある。

福島県いわき市

余裕期間の設定

年度内に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定した としても、諸条件を考慮して繰越が生じない工事を対象に、受注者 の円滑な施工体制の整備を図るため、実際の工事期間の前に、3か 月を超えない範囲で、労働者の確保や資材の調達に要する余裕期間 を設定。

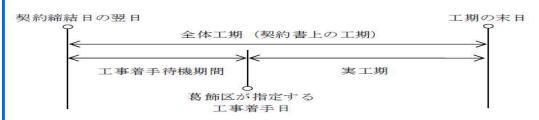


東京都葛飾区

葛飾区が発注する工事において、より円滑な工事の実施を促進するため、早期契約方式およびフレックス工期契約方式を実施。

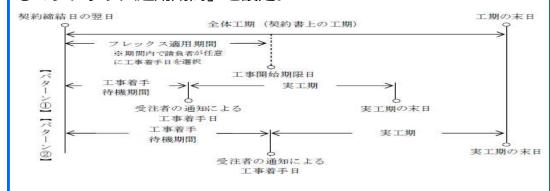
①早期契約方式

契約締結日の翌日から葛飾区が指定する工事着手日の前日までの期間を工事着手待機期間として設定した上で、早期に工事発注。



②フレックス工期契約方式

工事開始時期及び工事完成期限が特定されない工事について、契約締結日から一定の期間内に受注者が工事着手日を任意に決定できる「フレックス適用期間」を設定。



(東京都葛飾区HPより)

6. 市区町村における取組事例④【柔軟な工期の設定】



宮城県仙台市

計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的として、余裕期間を設定し、全体工期内で実工期の始期を発注者が予め指定する方式を導入。

新潟県長岡市

受注者が施工時期を選択することにより、その受注する工事の平準化及び労働環境条件の整備を進め、安全かつ効率的な施工を確保するため、最終完成期限までの範囲内で施工時期を選択することが可能な「施工時期選択可能工事」を実施。

岐阜県岐阜市

受注者の円滑な工事施工に資するため、受注者が建設資材の調達 や労働力の確保等を計画的に行えるよう、建設工事に係る一般競争 入札において、発注者が工事着手日を指定し、実工期の30%かつ4 か月を超えない範囲で契約締結日から工事着手日の前日までを余裕 期間として設定する余裕期間制度を導入。

静岡県浜松市

施工時期等の平準化をより一層推進するため、建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択肢契約締結することができる着手日選択型工事を、平成28年8月1日より試行。(単年度工事のみならず、債務負担工事も対象)

広島県広島市

建築・設備工事の円滑な施工を確保するため、一部の建築・設備工事において、工期に余裕期間を設定した工事を試行。余裕期間は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働力確保等の準備を行うために、実際の工事期間前に3ヵ月を超えない範囲で設定。

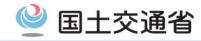
福岡県古賀市

早期に発注し契約を締結することが可能であり、かつ、受注者の 技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるも のを対象に、受注者が一定の期間の範囲内で工事着手日を選択でき る契約方式(フレックス工期契約制度)を導入。

熊本県熊本市

受注者の円滑な施工体制整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に要する余裕期間を設定することができることとしている。 余裕期間は、工事ごとに発注者が判断し、必要に応じて設定することとし、発注者指定方式、任意着手方式又はフレックス方式のいずれかの方式において設定する。

6. 市区町村における取組事例⑤ 【速やかな繰越手続】



工事等を実施する中で、やむ得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた段階で速やかに繰越手続を開始する政令都市・市区町村は、229団体ある。

北海道室蘭市

平成28年度12月補正予算において、市営住宅改修費や団地建替 事業費に繰越明許費(10億86百万円(土木費関係))を設定し、 第4回定例会(12月)に提出。

千葉県流山市

平成28年度12月補正予算において、雨水排水施設整備事業に明 許繰越費(51百万円)を設定し、第4回定例会に提出。

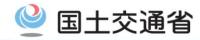
新潟県新潟市

平成28年度補正予算において、道路橋りょう事業、街路事業や駅 周辺地区整備事業等に繰越明許費(97億76百万円(土木費関 係))を設定し、11月臨時議会に提出。

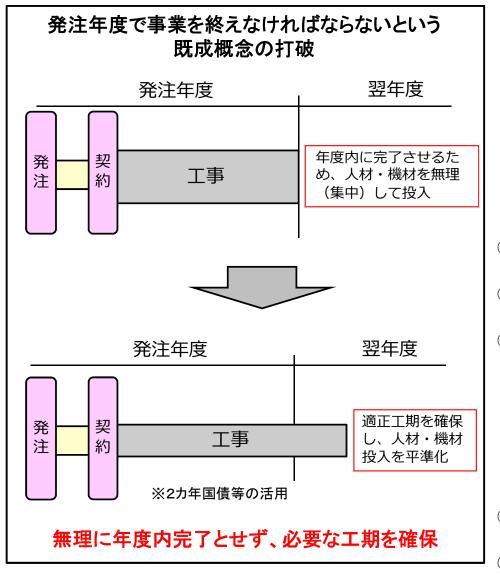
熊本県天草市

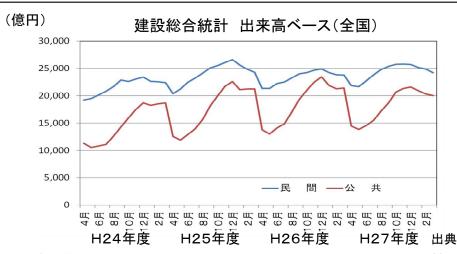
平成28年度12月補正予算において、市道改良事業や港湾改修事業等について、繰越明許費(2億35百万円(土木費関係))を設定し、第4回定例会(12月)に提出。

【参考】国土交通省における発注や施工時期の平準化①

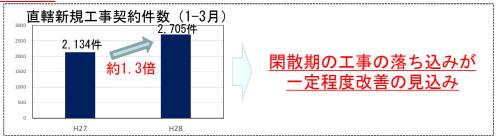


- 年度当初に事業が少なくなることや、年度末における工事完成時期が過度に集中することを避けるため、国土交通省では、適正な工期を確保するための2カ年国債の活用等により、施工時期の平準化を図っている。
- 公共工事の約3分の2の工事量を有する地方公共団体に対しても、平準化に努めるよう、地域発注者協議会 や、入札契約適正化法等を活用して要請。



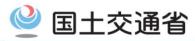


- ○国土交通省所管事業において、平準化に向けた計画的な事業執行を推進 するよう通知(H27.12.25)
- ○適正な工期を確保するための2カ年国債の活用 (H27-28:約200億、H28-29:約700億、H29-30:約1,500億)
- ○早期発注等により、平成28年1~3月の新規工事契約件数は、前年同時期に 比べて<u>約1.3倍</u>に



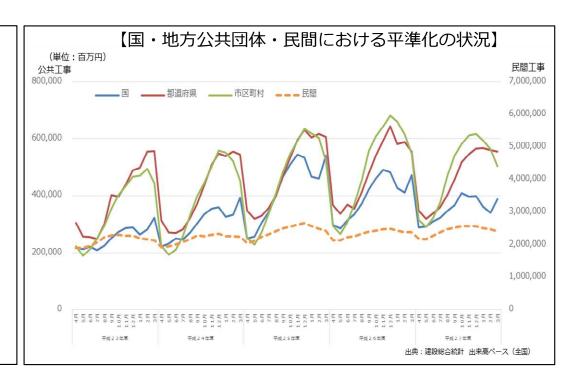
- ○国の取組も参考に、平準化を推進するよう、総務省とも連携し、自治体に繰り返し要請(H27.4.24、H28.1.22、H28.2.17、H28.10.14、H29.2.10等)
- ○平準化に資する地方公共団体の先進的な取組をとりまとめ公表(H28.4 ²⁴

【参考】国土交通省における発注や施工時期の平準化②



取組状況(地方公共団体における平準化に向けた取組の促進)

- H28.1 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28.2 総務省と連名で、地方公共団体に対して、社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、ゼロ債務負担行為を設定して事業を実施することも可能であること等について通知
- H28. 4 都道府県が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集をとりまとめ
- H28. 5 都道府県と、工事の性格や地域の実情等を踏まえ、更なる平準化に努めるよう申合せ
- H28.10 総務省と連名で、地方公共団体に対して平準化について要請
- H28. 11 都道府県と、債務負担行為の活用や適切な工期の設定、繰越制度の適切な活用等により、更なる平準化に努める旨を申合せ
- H29.2 総務省と連名で、地方公共団体の契約担当課だけでなく、新たに財政 担当課に対しても平準化について要請
- H29.3 都道府県及び市区町村が取り組む先進的な事例を収集し、平準化の取組事例集第2版をとりまとめ



H29. 2時点の都道府県の取組状況

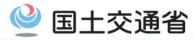
<平準化を踏まえた債務負担行為の活用> <平準化を踏まえたゼロ債務負担行為の活用> 単独事業 交付金事業 10 2 35 37 35 37 35 37

- ■:28年度まで実施し、29年度でも実施予定
- ■:28年度まで実施していないが、29年度から実施予定または実施する方向で検討
- ■:実施していない
- ※「実施していない」には、28、29年度において債務負担を設定する事業がなかった場合も含まれる。

<地方公共団体の課題・ニーズ>

- 社会資本総合整備計画に係る交付金事業に関し、 ゼロ債務負担行為を設定して事業を行うことが 可能なことを明確化してほしい
 - → H28.2 に、総務省と連名で、地方公共団体に対して通知
- 前例のない取組は、庁内の調整が難しい
 - → H28.4 に、平準化の先進事例集をとりまとめ 公表
- ○財政部局の理解が重要
 - → H29.2 に、新たに財政担当課に対しても通知
- 職員のマンパワーが不足している

【参考】平成29年度予算における施工時期の平準化について



適正な工期を確保するための2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債を活用すること等により、 公共工事の施工時期を平準化し、建設現場の生産性向上を図る。

平準化に向けた4つの取組み

①2か年国債※1の更なる活用

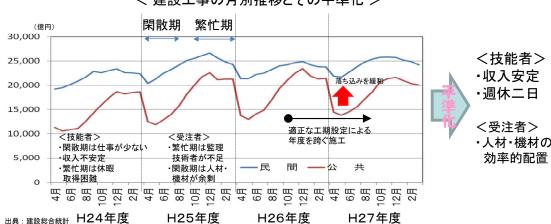
適正な工期を確保するための2か年国債の規模を倍増

H27年度:約200億円 ⇒ H28年度:約700億円 ⇒ H29年度:約1,500億円

②当初予算における『ゼロ国債※2』の設定 平準化に資する<u>『ゼロ国債』を当初予算において初めて</u>設定 (約1,400億円)

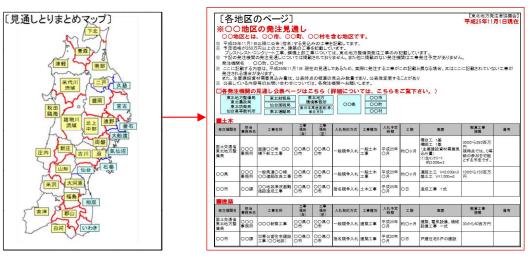


< 建設工事の月別推移とその平準化 >



③地域単位での発注見通しの統合・公表

国、地方公共団体等の<u>発注見通しを統合</u>し、とりまとめ版を 公表する取り組みを、順次、全国展開



(参考)東北地方においてH25年度より実施



業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の 手配について大変役立っているとの評価

④地方公共団体等への取組要請

各発注者における自らの工事発注状況の把握を促すとともに、 平準化の取組の推進を改めて要請

- ※1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て 後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年 国債という。
- ※2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国書の 支出は翌年度のもの。 26